

1. 「最低賃金」と「定額残業代」について ～平成 25 年 10 月より 平均で 14 円の引き上げに～

最低賃金が引き上げられます。政府は、今年10月に予定している平成25年度改定に合わせて、最低賃金の額の引上げ方針を固めました。引上げ幅は全国平均で「14円」が目安とされています。現在の最低賃金(時給)は、全国平均で749円ですので、763円への引上げになります。賃金の引上げに向けて、政府は企業の内部留保が投資や賃金に回るような誘導策を導入する方針です。一方、負担の大きい中小企業に対しては、経営を過度に圧迫しない対応も慎重に検討していくとしています。

パートやアルバイトの従業員がいない企業でも、最低賃金には要注意です。月給制の場合でも、基本給+固定的手当の総額を時間単価に直した場合、その額が最低賃金を下回ると法違反となり罰金が科される可能性があります。さすがにこの基準自体はクリアしていることが多いと思いますが、消費税引上げを見据えて最低賃金引上げの圧力は強いようです。

給与制度にはいろいろなものがありますが、導入している企業も多い「定額残業代制度」を利用している場合もこの最低賃金の問題が反映しますので、金額面を見直しておく必要がある会社もあるでしょう。例えば、最低賃金のギリギリの額で時給を決めていた場合は、基本給自体を引き上げる必要がありますが、更に定額残業手当を設定している場合は、手当の額を上げる必要が出てきます。額を変更していない場合は、一定時間分の残業手当と思っけていても、時給が上がった分、予め決めていた残業時間分の金額に足りていないということになってしまいます。

平成 25 年 10 月からの最低賃金

東京	869(850)
神奈川	868(849)
千葉	777(756)
埼玉	785(771)

※ () 内は平成 24 年度 単位:円

2. 特別加入の給付基礎日額

労災保険の特別加入制度というものはご存知でしょうか。労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入することができ、これが特別加入制度といわれます。特別加入できるのは、中小企業を経営する「中小事業主」、運送業・建設業など労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。

特別加入者に対する保険給付額は給付基礎日額によって算出します。加入者本人が給付基礎日額を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになります。

この給付基礎日額ですが、これまでは3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円と分かれていたのですが、平成25年9月1日からは、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになりました。

すでに特別加入をしている場合で、給付基礎日額の変更を希望する場合は、来年度(平成 26 年度)から変更後の給付基礎日額が選択できます。その場合は、年度末(平成 26 年 3 月 18 日～3 月 31 日)または労働保険の年度更新期間(平成 26 年 6 月 1 日～7 月 10 日)に手続を行うことになります。これから特別加入をする場合は、加入する時に、すべての給付基礎日額を選択することができます。



● 編集後記 ●

9月は「半沢直樹」と「あまちゃん」を楽しみにしていた日々。少々大げさですが10月から何を楽しみに生きていけばいいのだろうと考えておりました。10月からスタートする日テレの水10ドラマ「ダンダリン」は、竹内結子さんが主演の労働基準監督官の話だそうです。労働Gメンが働く人を守るために、必死で働く人たちの物語。「サービス残業」「名ばかり管理職」「パワハラ経営者」などが取り上げられるとか。テレビの影響はすごいでしょうから、変にクローズアップされて、波風立って経営者バッシングに世の中が走らないことを願っています。悪徳社労士という役どころもあるようです。さあ、どうなることやら…。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4-307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)